

多文化共生推進事業補助金
申請要件が変わります



国籍の壁を越え、対等な関係で取り組まれる事業や、若い世代の柔軟な発想で実施される事業に補助金を交付しています。2024年度から、外国籍の方がさまざまな事業に参加できるようにするため、申請要件を変更し、予算総額を増額します。

《補助金額》

上限3万円(4月～)

《申請可能団体》

- 外国籍市民と日本国籍市民で構成される団体
- ※市内在住・在校の満15歳以上で構成された学生団体は日本国籍の方だけでも申請が可能です。

《予算総額》 30万円

社会環境課 人権多文化共生推進係
お太助フォン 42-1126 47-1206

広島県アダプト活動団体募集

広島県では、県が管理する道路や河川の清掃・緑化・草刈りなどの活動を行う団体や企業を随時募集し、「アダプト活動認定団体」として認定・支援しています。

アダプト活動

住民や企業・団体が主体となって、清掃・緑化・草刈りなどの美化活動をボランティアで行い、道路や河川などの公共空間をわが子のように面倒を見ていく活動

支援内容

- 団体・企業名の表示板を設置(希望する団体のみ)
- 活動に伴う傷害、および賠償責任保険の加入
- 活動経費の一部を奨励金として交付
- ※奨励金は、事前にアダプト団体の認定を受け、6月末までに申請してください。

《対象区画》 ※砂防河川は対象外です。

- 道路…100m以上
- 河川…一・二級河川で50m以上

《申込方法》

広島県ホームページ「広島県アダプト制度認定申込の手続き」からダウンロードした必要書類に記入し、管理課建設管理係へ申し込んでください。

管理課 建設管理係
お太助フォン 47-1201 47-1206

飲用水供給施設整備補助金



上水道の給水区域以外に居住している方が、新たにボーリング、または掘削方式で水源を整備する場合に、補助対象経費の50%以内の補助金を交付しています。

近年、工事費用が増加していることから補助金額の上限を2024年度から引き上げます。

《補助金額上限》

拡充前	4月から
70万円	80万円

《補助対象者》 ※下記の全てに該当する方

- 上水道の給水区域以外に居住している方
- 本市に住民票がある方
- 本市に居住している方
- 申請者、および同一世帯員が市税などを滞納していない方

社会環境課 環境生活係
お太助フォン 42-1126 47-1206

広島県所管事務所の
管轄が変わります

2024年4月から、本市を所管する一部事務所の所管が変更されます。

建設事務所

変更前	4月から
西部建設事務所 広島市南区	北部建設事務所 三次市十日市東四丁目6-1 0824-63-5181(代表)

《主な業務》

- 県公共土木施設の維持管理や整備

こども家庭センター

変更前	4月から
西部こども家庭センター 広島市南区	北部こども家庭センター 三次市十日市東四丁目6-1 0824-63-5181(代表)

《主な業務》

- 児童虐待、DV、児童の発達、療育手帳発行など

建設課 工務係、維持第1・2係
お太助フォン 47-1208 47-1206

子育て支援課 児童福祉係
お太助フォン 47-1283 47-1282

住民異動届は
期間内に届け出てください



住民異動の届出が規定の期間を過ぎた場合、経過理由等によっては簡易裁判所が過料を科す場合があります。

《届出期間》

- 転入届(市外から本市へ引っ越し)
 - 新住所へ引っ越した日の翌日から14日
- 転居届(本市内での引っ越し)
 - 新住所へ引っ越した日の翌日から14日
- 転出届(本市から市外へ引っ越し)
 - 引っ越し予定日の14日前から予定日
- 世帯変更届(世帯分離、世帯合併など)
 - 変更日の翌日から14日

市民課 窓口係
お太助フォン 42-5616 42-2130

2024年度健康診断



市では健診を受ける方のニーズに合わせた3つの健診(総合健診、人間ドック健診、個別医療機関健診)を実施します。自身に合った健診を受けましょう。

《申込方法》

- 安芸高田市健診申込センター
050-3625-7293(9:00~16:00※土日祝除く)
- 安芸高田市公式LINE(24時間受付)



《申込期限》

4月12日(金) 16:00

健康長寿課 健康推進係
お太助フォン 42-5633 47-1282

4月から各種手当額が変わります

今年4月から、各手当の支給額を増額改定します。
※毎年の全国消費者物価指数の変動に応じて改定(2023年全国消費者物価指数は対前年比+3.2%)

		2024年3月まで	2024年4月から	比較	
児童扶養手当	全部支給	44,140円	45,500円	+1,360円	
	一部支給	44,130円~10,410円	45,490円~10,740円	+1,360円~330円	
	第2子加算額	全部支給	10,420円	10,750円	+330円
		一部支給	10,410円~5,210円	10,740円~5,380円	+330円~170円
第3子以降加算額	全部支給	6,250円	6,450円	+200円	
	一部支給	6,240円~3,130円	6,440円~3,230円	+200円~100円	
特別児童扶養手当	1級	53,700円	55,350円	+1,650円	
	2級	35,760円	36,860円	+1,100円	
特別障害者手当		27,980円	28,840円	+860円	
障害児福祉手当		15,220円	15,690円	+470円	
経過の福祉手当		15,220円	15,690円	+470円	

子育て支援課 児童福祉係
お太助フォン 47-1283 47-1282

社会福祉課 障害者福祉係
お太助フォン 42-5615 42-2130